

愛知県インドネシアサポートデスク 法人所得税減免制度（タックスホリデー）

ニュースレター(第 4 号)2025 年 7 月 30 日

本ニュースレターは、「2025 年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当：前村・若林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

2025 年 7 月 15 日に米国との相互関税についてはインドネシアから米国に対する関税は 19%と ASEAN の中でも比較的低い水準で合意されました。相互関税については今後の ASEAN 拠点への投資判断の材料の一つになるかと思えます。今回のニュースレターでは、インドネシアへの投資に関する検討材料の一つになり得る、インドネシアの法人所得税減免制度（タックスホリデー）についてご説明します。

➤ 背景

2024 年 10 月 9 日、財務大臣は財務大臣規則 2024 年第 69 号(PMK-69)を

発行し、法人所得税の減免に関する手続等について一部変更を行いました。この規則は、PMK-130/2020 の改正として、OECD のグローバル・ミニマム税の第 2 の柱（Pillar Two）への対応、Coretax（新税務管理システム）への適応、および投資促進を目的としており、指定された先進産業への大規模な新規投資に対するタックスホリデーの最新の更新・改訂とされています。

2020 年に交付された PMK No.130/PMK.010/2020 では、規則の発効日（2020 年 10 月 9 日）から 4 年間の申請期間が設定されておりましたが、2024 年 10 月 9 日に交付された PMK-69/2024 によって、オンラインシングルサブミッション（Online Single Submission、(OSS)）システムにより申請される場合は申請期限が 2025 年 12 月 31 日まで延長されます。

➤ 変更点

タックスホリデーに関する適格性及び利点は従来の規制より大きな変更はありませんが、この更新には Pillar Two に関する下記のような新しい条項が含まれています。

- タックスホリデーを受けた納税者でありながら、Pillar Two の対象となる多国籍企業グループに属する適格納税者でもある場合、このルールに基づき追加の国内追徴課税を受けることになる
- この国内追徴課税は、PMK-69 の発効日より前にタックスホリデーの優遇措置を受けた納税者にも適用される

また、適格性、手続き及び管理に関する下記のような変更も定められています。

- 新首都「Nusantara」（Ibu Kota Negara bernama Nusantara、「IKN」）の優遇措置の下でタックスホリデーを受けた納税者は、このタックスホリデーを申請することができない
- 申請者は、タックスホリデーを利用するために、オンライン申請において自身の納税証明書（Surat Keterangan Fiskal、「SKF」）を提出する必

要がある

- 手動での申請提出は利用できなくなり、すべての申請は OSS を通じてのみ提出する必要がある
- 資本投資および生産実現に関する報告義務は、今後、OSS を通じてオンラインで提出しなければならない

➤ 企業への影響

Pillar Two に該当する企業は、グローバル・ミニマム税の影響を受ける可能性があり、減免内容が調整されることがあります。国際税制との整合性を確保するため、企業は税務戦略の見直しが求められます。

本制度の対象は、パイオニア産業に分類される企業、または定量評価で 80 点以上を獲得した非パイオニア産業の企業です。評価基準には、技術革新、雇用創出、地域経済への貢献などが含まれます。

➤ 投資額と減免内容

投資額に応じた法人所得税の減免率と期間は下記の通りです。

投資額（IDR）	減免率	減免期間
100 億～500 億	50%	5 年間
500 億～1 兆	100%	5 年間
1 兆～5 兆	100%	7 年間
5 兆～15 兆	100%	10 年間
15 兆～30 兆	100%	15 年間
30 兆以上	100%	20 年間

➤ よくある質問と回答

Q1：PMK-69 の申請において SKF はどこまで提出する必要があるか？

申請者自身の SKF のみ提出が必要となります。以前は株主全員分の証明書が必要であり手続きが煩雑でしたが、PMK-69 により、株主全員分の提出が不要となりました。この変更により、申請手続きが大幅に簡素化され、時間とコストの削減が期待されます。

Q2：PMK-69 の対象はだれか？

PMK-69 の対象はインドネシア国内で設立された法人であり、政府が指定する特定の「Pioneer Industry（先導産業）」（例：金属、石油化学、電子、製薬、再生可能エネルギーなど）に該当する事業であり、一定額以上の新規投資を行う企業が対象となります。なお、タックスホリデーの決定が発行された後、1 年以内に投資計画を実行することが求められます。

Q3：申請書類はどういったものが必要か？

Pioneer Industry の場合は固定資産の詳細のみが必要となりますが、非 Pioneer Industry の場合は固定資産詳細、産業適格性報告書など複数の書類が必要となります。

以 上

■□■発行情報■□■-----

■発行元

2025 年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

(東京事務所)担当：公認会計士 前村浩介
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

(名古屋事務所)担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5606

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 若林未絵(Mie Wakabayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com